

改 正 案	現 行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による税関手続（第三条 第五条）</p> <p>第三章 独立行政法人通関情報処理センター</p> <p>第一節 総則（第六条 第十二条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第十三条 第十七条）</p> <p>第三節 業務等（第十八条・第十九条）</p> <p>第四節 雑則（第二十条 第二十五条）</p> <p>第四章 罰則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による税関手続（第三条 第五条）</p> <p>第三章 通関情報処理センター</p> <p>第一節 総則（第六条 第十四条）</p> <p>第二節 設立（第十五条 第二十条）</p> <p>第三節 管理（第二十一条 第三十三条）</p> <p>第四節 業務（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第五節 財務及び会計（第三十六条 第四十三条）</p> <p>第六節 監督（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第七節 雑則（第四十六条・第四十七条）</p> <p>第四章 罰則（第四十八条 第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p>

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子情報処理組織 独立行政法人通関情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税関及び通関業者その他の国際貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 国際貨物業務 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものをいう。</p> <p>三 関税等 関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第一条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。</p> <p>第二章 電子情報処理組織による税関手続</p> <p>（電子情報処理組織による申告又は処分のお知らせ）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子情報処理組織 第三章に規定する通関情報処理センターの使用に係る電子計算機と、税関及び通関業者その他の国際貨物業務を行う者の事務所その他の事業場に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 国際貨物業務 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものをいう。</p> <p>三 関税等 関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。</p> <p>第二章 電子情報処理組織による税関手続</p> <p>（電子情報処理組織による申告又は処分のお知らせ）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(口座振替納付に係る納付書の送付等) 第四条 (略) 2・3 (略) (通関士の審査) 第五条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 独立行政法人通関情報処理センター 第一節 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第六条 独立行政法人通関情報処理センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。</p> <p>(名称)</p> <p>第七条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一条第一項(定義)に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センターとする。</p> <p>(センターの目的)</p>	<p>(口座振替納付に係る納付書の送付等) 第四条 (略) 2・3 (略) (通関士の審査) 第五条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 通関情報処理センター 第一節 総則</p> <p>(目的)</p>

改正案	現行
<p>第八条 独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第九条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>（資本金）</p> <p>第十条 センターの資本金は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第二条第四項（通関情報処理センターの解散等）の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。</p> <p>2 センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資</p>	<p>第六条 通関情報処理センターは、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。</p> <p>（法人格）</p> <p>第七条 通関情報処理センター（以下「センター」という。）は、法人とする。</p> <p>（数）</p> <p>第八条 センターは、一を限り、設立されるものとする。</p> <p>（資本金）</p> <p>第九条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。</p> <p>2 センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資</p>

改正案	現行
<p> 3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。 </p> <p> (持分の払戻し等の禁止) </p> <p> 第十一條 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 </p> <p> 2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。 </p> <p> (持分の譲渡等) </p> <p> 第十二條 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。 </p> <p> 2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第二十条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。 </p>	<p> 3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。 </p> <p> (持分の払戻し等の禁止) </p> <p> 第十條 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 </p> <p> 2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。 </p> <p> (持分の譲渡等) </p> <p> 第十一條 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。 </p> <p> 2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。 </p> <p> (名称) </p> <p> 第十二條 センターは、その名称中に通関情報処理センターという文字を用いなければならない。 </p> <p> 2 センターでない者は、その名称中に通関情報処理センターという文 </p>

改正案	現行
	<p>字を用いてはならない。</p> <p>(登記)</p> <p>第十三条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、センターについて準用する。</p> <p>第二節 設立</p> <p>(発起人)</p> <p>第十五条 センターを設立するには、通関業、国際運送事業その他物資の国際的流通に関して専門的知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。</p> <p>2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。</p>

改 正 案

現

行

3| 前項の事業計画書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（設立の認可の申請）

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十七条 財務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、国際貨物業務の迅速かつ的確な処理に資することが確実であると認められること。

改 正 案	現 行
	<p>(理事長又は監事となるべき者)</p> <p>第十八条 財務大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。</p> <p>2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に於いて、第二十四条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。</p> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p>第十九条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。</p> <p>2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。</p> <p>(設立の登記)</p> <p>第二十条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。</p> <p>2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">第二節 役員及び職員</p> <p style="text-align: center;">(役員)</p> <p>第十三条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人</p>	<p style="text-align: center;">第三節 管理</p> <p style="text-align: center;">(定款記載事項)</p> <p>第二十一条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 役員に関する事項 六 業務及びその執行に関する事項 七 財務及び会計に関する事項 八 定款の変更に関する事項 九 公告の方法 <p>2 センターの定款の変更は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p style="text-align: center;">(役員)</p> <p>第二十二条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び</p>

改正案	現行
<p>を置く。</p> <p>2 センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。</p> <p>(理事の職務及び権限等)</p> <p>第十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。</p> <p>2 通則法第十九条第二項（役員の職務及び権限）の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第十五条 役員の任期は、二年とする。</p>	<p>監事一人を置く。</p> <p>2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。</p> <p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第二十三条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行つ。</p> <p>3 監事は、センターの業務を監査する。</p> <p>4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は財務大臣に意見を提出することができる。</p> <p>(役員の任命)</p> <p>第二十四条 理事長及び監事は、財務大臣が任命する。</p> <p>2 理事は、財務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第二十五条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

改正案	現行
	<p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>(役員の欠格条項)</p> <p>第二十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第二十七条 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。</p> <p>2 財務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。</p> <p>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>二 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(役員兼職禁止)</p> <p>第二十八条 役員(非常勤の理事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、財務</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(役員及び職員の地位)</p> <p>第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五</p>	<p>大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(代表権の制限)</p> <p>第二十九条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。</p> <p>(代理人の選任)</p> <p>第三十条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。</p> <p>(職員の任命)</p> <p>第三十一条 センターの職員は、理事長が任命する。</p> <p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第三十二条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(役員及び職員の公務員たる性質)</p> <p>第三十三条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十</p>

改正案	現行
<p>号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第三節 業務等</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第十八条 センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。</p> <p>三 国際貨物業務(税関手続に係るものに限る。以下この号において同じ。)に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(以下この号において「関連業務」という。)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。</p>	<p>五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第四節 業務</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第三十四条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。</p>

改正案	現行
<p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務</p> <p>2 センターは、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(業務方法書)</p> <p>第三十五条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、財務省令で定める。</p> <p>第五節 財務及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第三十六条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。</p> <p>(予算等の認可)</p> <p>第三十七条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、財務大臣の認可を受けなければならない。</p>

改 正 案

現

行

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に財務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2| センターは、前項の規定により財務諸表を財務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3| センターは、第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第三十九条 センターは、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

改正案	現行
<p>(積立金の処分)</p> <p>第十九条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号(中期目標)に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項(利益及び損失の処理)の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項(中期計画)の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることとする。</p>	<p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第四十条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 センターは、積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(借入金)</p> <p>第四十一条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(給与及び退職手当の支給の基準)</p> <p>第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(財務省令への委任)</p> <p>第四十三条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第四節 雑則</p>	<p> 第四十五條 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に簿、書類その他の物件を検査させることができる。 </p> <p> 第四十四條 センターは、財務大臣が監督する。 </p> <p> 第六節 監督 </p> <p> (監督) </p> <p> 2 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。 </p> <p> (報告及び検査) </p> <p> 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 </p> <p> 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 </p> <p> 第七節 雑則 </p>

改正案	現行
<p>(出資者原簿)</p> <p>第二十條 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。</p> <p>2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければなら ない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲 受けの年月日</p> <p>三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)</p> <p>3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第二十一條 センターは、解散した場合において、その債務を弁済して なお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応 じて分配しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出 資額を限度とする。</p>	<p>(出資者原簿)</p> <p>第四十六條 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。</p> <p>2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければなら ない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所</p> <p>二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲 受けの年月日</p> <p>三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)</p> <p>3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第四十七條 センターは、解散した場合において、その債務を弁済して なお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応 じて分配しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出 資額を限度とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法 律で定める。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(緊急の必要がある場合の財務大臣の要求)</p> <p>第二十二條 財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を関税等に関する法令(この法律及びこの法律に基づき命令を含む。)の規定に適合したものとするため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十八条第一号から第四号までに掲げる業務に関し、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 センターは、財務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p> <p>(主務大臣等)</p> <p>第二十三條 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。</p> <p>(国家公務員宿舎法の適用除外)</p> <p>第二十四條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。</p> <p>(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)</p> <p>第二十五條 センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第一条第</p>	

改正案	現行
<p>一 項第一号（定義）に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第四章 罰則</p> <p>第二十六条 第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。</p> <p>二 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。</p>	<p>第四十八条 第三十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四章 罰則</p> <p>第四十九条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。</p> <p>二 第十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。</p> <p>三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。</p> <p>四 第四十四条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。</p>

	改 正 案
	現 行 第五十一条 第十二条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過 料に処する。

改 正 案

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）
別表第一（第二条関係）

名 称	根 拠 法
(省略)	(省略)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
(省略)	(省略)

別表第二（省略）

現 行

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）
別表第一（第二条関係）

名 称	根 拠 法
同上	同上
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
同上	同上

別表第二 同上

改正案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第
号）
別表（第二条関係）

名称	根拠法
（省略）	（省略）
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
（省略）	（省略）

法案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第
号）
別表（第二条関係）

名称	根拠法
同上	同上
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
同上	同上

改 正 案	現 行
<p>財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二七 七 （省略）</p> <p>二 二八 八 削除</p> <p>三 二九 六 七 七 （省略）</p> <p>（税関等）</p> <p>第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 一 四 （省略）</p> <p>二 二 六 （省略）</p>	<p>財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二七 七 同上</p> <p>二 二八 八 通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関する事</p> <p>三 二九 六 七 七 同上</p> <p>（税関等）</p> <p>第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十八号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 一 四 同上</p> <p>二 二 六 同上</p>